

物品売買契約書(案)

物品の売買について、売出人 雲南市・飯南町事務組合（以下「甲」という。）と買受人 ●●●●（以下「乙」という。）とは、次の条項により契約を締結する。

(目的)

第1条 甲は、次に掲げる物品（以下「物品」という。）を乙に売り渡し、乙は、これを買受けるものとする。

物品名	登録番号	数量
ダイハツ ハイゼットカーゴ	島根480 さ 2580	1台

(売買代金)

第2条 物品の売買代金（以下「代金」という。）は、金●●●●円とする。

(契約保証金)

第3条 契約保証金は、免除とする。

(代金の納付)

第4条 乙は、第2条に定める代金を、令和●●年●●月●●日までに甲の発行する納入通知書により甲に納付しなければならない。

(違約金)

第5条 甲は、乙が前条に定める期日までに代金を支払わなかったときは、当該期日の翌日から支払日まで年2.5%の割合で計算した違約金を徴収するものとする。

(所有権の移転等)

第6条 物品の所有権は、乙が代金を完納したときに、乙に移転するものとする。

- 甲は、前項により物品の所有権が移転した後、乙の請求に基づき、甲が準備すべき移転登録等に要する書類を作成して乙に渡すものとし、乙は、当該書類の受領書を甲に提出するものとする。
- 乙は、遅滞なく移転登録手続きを行い、自動車検査証の写しを甲に提出しなければならない。
- 乙は、物品にかかる自動車損害賠償責任保険証明書について、遅滞なく移動申請手続きを行わなければならない。
- 前2項に要する費用は、乙の負担とする。

(物品の引渡し)

第7条 甲は、物品の所有権が移転した日から●●日以内で両者が協議して定める日に、当該物品を甲の指定する場所において乙に引き渡し、乙は、当該物品の受領証（様式第1号）を甲に提出するものとする。

- 乙は、物品の引き受け及び搬出の実施については、甲の指示に従うとともに、これにかかる輸送手配等の手続きは、乙が行わなければならない。
- 前2項に要する費用は、乙の負担とする。

(危険負担)

第8条 乙は、この契約締結のときから、物品を引き渡すときまでの間において、物品が甲の責めに帰

することのできない理由により滅失又はき損した場合には、甲に対して代金の減免を請求することができないものとする。

(契約不適合責任)

第9条 乙は、この契約締結後に、引き渡された物品が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときに当該契約不適合を理由として、履行の追完請求、代金の減額請求、損害賠償の請求をすることはできないものとする。

(契約の解除)

第10条 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をしないで、ただちにこの契約を解除することができる。

- (1) 乙が、この契約の規定に違反したとき。
- (2) 乙が、この契約による義務を履行しないとき。
- (3) 乙の役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が、集団的に、又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある組織（以下「暴力団」という。）の関係者（以下「暴力団関係者」という。）であると認められるとき。
- (4) 乙の役員等が、暴力団、暴力団関係者、暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人若しくは組合等又は暴力団若しくは暴力団関係者と非難されるべき関係を有していると認められる法人若しくは組合等を利用するなどしていると認められるとき。
- (5) 乙の役員等が、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人若しくは組合等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (6) 前3号のほか、乙の役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (7) 乙の経営に暴力団関係者の実質的な関与があると認められるとき。

(返還金等)

第11条 甲は、解除権を行使したときは、乙が支払った代金を返還する。ただし、当該返還金には利息を付さないものとする。

2 甲は、解除権を行使したときは、乙が負担した契約の費用は返還しない。

3 甲は、解除権を行使したときは、乙が支払った違約金及び乙が物品に支出した必要経費、有益費その他一切の費用は償還しない。

(乙の原状回復義務)

第12条 乙は、甲が第10条の規定により解除権を行使したときは、甲の指定する期日までに物品を原状に回復して返還しなければならない。ただし、甲が物品を原状に回復させることが適当でないと認めたときは、現状のまま返還することができる。

2 乙は、前項ただし書の場合において、物品が滅失又はき損しているときは、その損害賠償として、契約解除時の時価により減損額に相当する金額を甲に納付しなければならない。

(損害賠償)

第13条 甲は、乙がこの契約に規定する義務を履行しないため損害を受けたときは、その損害の賠償を請求することができる。

(返還金の相殺)

第14条 甲は、第11条第1項の規定により代金を返還する場合において、乙が第5条に規定する違約金又は第12条第2項若しくは前条に規定する損害賠償金を甲に支払うべき義務があるときは、返還する代金とこれらの全部又は一部と相殺する。

(契約の費用)

第15条 この契約の締結及び履行に必要な一切の費用は、すべて乙の負担とする。

(その他)

第16条 この契約書の各条項の解釈について疑義が生じたとき、又はこの契約書に規定しない事項については、その都度甲と乙が協議の上、定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 ●年●●月●●日

(甲) 売出人

島根県雲南市掛合町掛合1261-3
雲南市・飯南町事務組合
管理者 石 飛 厚 志 ⑩

(乙) 買受人 住所

氏名

⑩

【様式第1号（第7条関係）】

物品受領証

令和 年 月 日

雲南市・飯南町事務組合管理者 様

法人の場合は所在地、法人名及び代表者氏名

住所

ふりがな
氏名

印

電話番号

以下の物品について引渡しを受け、搬出を完了しました。

記

物件

物件番号	車名	車種名	車両番号
1	ダイハツ	ハイゼットカーゴ	島根480 さ 2580